

○農林水産省告示第二千七百九十二号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百九条第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第二十四条第一項第二号及び第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第六十六条第二項、第二百十二条及び附則第十三条第一項の規定に基づき、果樹共済に係る共済掛金標準率、果樹責任保険歩合、果樹通常標準被害率及び保険料基礎率等を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

農林水産大臣 吉川 貴盛

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第七十三号（收穫基準共済掛金率等を定める件）は、廃止する。

3 この告示は、平成三十一年一月一日以後に共済責任期間が開始する果樹共済の共済関係、当該共済関係

に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用する。

「次のよう」の部分

(共済掛金標準率)

第1 果樹共済のうち収穫共済に係る農業保険法(以下「法」という。)第149条第3項の共済掛金標準率(果樹共済に係る農業保険法施行規則(以下「規則」という。)附則第13条第1項の農林水産大臣が定める率を含む。以下「共済掛金標準率」という。)は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める率とする。

(1) 規則第119条第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定する引受方式並びに規則附則第11条第2項に規定する樹園地方式 組合員等(法第10条第1項に規定する組合員等をいう。以下同じ。)につき、当該組合員等の住所がその区域内に存する別表1の組合等(この告示の公布後に合併、解散又は事業廃止があった場合における当該合併、解散又は事業廃止前のものを含む。以下同じ。)に係る同表の共済掛金標準率の欄に定める率

(2) 規則第119条第1項第4号に規定する地域インデックス方式 組合員等が果樹の栽培を行う樹園地につき、当該組合員等の住所がその区域内に存する別表1の組合等に係る同表の当該樹園地が存する統計単位地域に係る同表の共済掛金標準率の欄に定める率

2 前項の規定にかかわらず、樹園地に規則第127条第5号に掲げる防災施設がある場合には、果樹共済のうち収穫共済に係る共済掛金標準率は、規則第127条第1号から第4号までに掲げる区分ごとに、前項の(1)又は(2)に掲げる率から、次の(1)に掲げる率を(2)に掲げる金額により加重平均して得た率に前項の(1)又は(2)に掲げる率を乗じて得た率を差し引いて得た率とする。

(1) 次の表に掲げる共済目的の種類ごと、防災施設の種類ごと、地域(前項の(1)の場合にあっては組合員等の住所の存する地域、前項の(2)の場合にあっては樹園地の存する地域)ごと並びに特定危険方式(農業保険法施行令(以下「令」という。)附則第4条の規定による申出に係る共済関係をいう。以下同じ。)において除外される事故の区分及び特定危険方式以外の共済関係の別ごとに定める割引率のうち当該樹園地の果樹の栽培に用いられる防災施設の種類の割引率(防災施設がない樹園地の果樹の部分は0%)

(2) (1)の防災施設の種類を用いて栽培される樹園地の果樹の部分及び防災施設がない樹園地の果樹の部分ごとの共済金額に相当する金額

共済目的の種類	防災施設の種類	地域	割引率					特定危険方式以外の共済関係
			特定危険方式					
			除外される事故の区分					
			1号	2号	3号	4号	5号	
りんご	樹園地の側面の全部又は一部を防風ネットで被覆したもの	全国の区域	40%	—	—	25%	20%	5%
	樹園地の上面及び側面を防風、防ひょう、防虫及び防鳥の目的のネット(以下「多目的ネット」という。)で被覆したもの	全国の区域	80%	85%	—	80%	70%	35%
	樹園地の中に防霜ファンを設置したもの	全国の区域	—	—	40%	—	20%	5%

なごう	棚の側面の全部又は一部を防風ネットで被覆したもの	全国の区域	40%	—	—	25%	20%	5%
	棚の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	全国の区域	—	—	—	—	—	30%
	棚の上面及び側面を防鳥ネットで被覆したもの	全国の区域	—	—	—	—	—	5%
	棚の上面及び側面を多目的ネットで被覆したもの	全国の区域	80%	85%	—	80%	65%	10%
なし	棚の側面の全部又は一部を防風ネットで被覆したもの	全国の区域	40%	—	—	20%	20%	5%
	棚の上面を防ひようネットで被覆したもの	全国の区域	—	85%	—	40%	30%	30%
	棚の上面及び側面を防鳥ネットで被覆したもの	全国の区域	—	—	—	—	—	5%
	棚の上面及び側面を多目的ネットで被覆したもの	栃木県、群馬県及び埼玉県の区域	80%	85%	—	80%	70%	50%
		栃木県、群馬県及び埼玉県の区域以外の区域	80%	85%	—	80%	65%	40%
	樹園地の中に防霜ファンを設置したもの	全国の区域	—	—	40%	—	20%	5%
	樹園地の中に防蛾灯を設置したもの	全国の区域	—	—	—	—	—	5%
もも	樹園地の側面の全部又は一部を防風ネットで被覆したもの	全国の区域	40%	—	—	20%	20%	5%
	樹園地の上面及び側面を多目的ネットで被覆したもの	全国の区域	80%	85%	—	80%	55%	10%
	樹園地の中に防霜ファンを設置したもの	全国の区域	—	—	40%	—	20%	5%
	樹園地の中に防蛾灯を設置したもの	全国の区域	—	—	—	—	—	5%

おうとう	樹体の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	全国の区域	—	—	—	—	—	40%
かき	樹園地の側面の全部又は一部を防風ネットで被覆したもの	全国の区域	40%	—	—	20%	20%	5%
	樹園地の上面を防ひょうネットで被覆したもの	全国の区域	—	85%	—	40%	30%	10%
	樹園地の中に防霜ファンを設置したもの	全国の区域	—	—	40%	—	20%	5%

3 果樹共済のうち樹体共済に係る共済掛金標準率は、組合員等につき、当該組合員等の住所がその区域内に存する別表2の組合等に係る同表の共済掛金標準率の欄に定める率とする。

(果樹通常標準被害率及び保険料基礎率)

第2 果樹共済に係る令第24条第4項の果樹通常標準被害率及び規則第168条第2項の農林水産大臣が定める保険料基礎率(以下「保険料基礎率」という。)については、第1第1項の規定を準用する。

(農林水産大臣が定める係数)

第3 果樹共済に係る規則第212条の農林水産大臣が定める係数(以下「農林水産大臣が定める係数」という。)は、組合等ごと及び果樹再保険区分ごとに、別表3に定める係数とする。

(果樹責任保険歩合)

第4 果樹共済に係る令第24条第1項第2号の果樹責任保険歩合は、組合等ごとに、別表4に定める割合とする。

(特定組合の成立に係る特例)

第5 この告示の公布後に別表1及び別表2の組合等の合併、解散又は事業廃止により特定組合(法第73条第4項に規定する特定組合をいう。以下同じ。)が成立した場合における当該特定組合に係る保険料基礎率については、第2において準用する第1第1項中「共済掛金標準率の欄に定める率」とあるのは、「保険料基礎率の欄に定める率に別表3の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た率」と読み替えるものとする。

- (注) 1 別表1及び別表4の「類区分」、「引受方式」、「支払開始割合・共済限度額割合」及び「共済責任期間の短縮の有無」の各欄は規則第127条第1号から第4号までに掲げる区分に、「除外される事故の区分」欄中「1号」、「2号」、「3号」、「4号」及び「5号」は規則附則第12条第4項各号に掲げる共済事故に、それぞれ対応する。
- 2 別表3の「果樹再保険区分」欄中「1号」及び「2号」は、規則第204条各号に掲げる共済関係に対応する。